

議 事 日 程

第9回定例会
R 4. 9. 16 午後4時
狛江市役所4階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第31号
狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第32号
狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (3) 議案第33号
狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の報告について

議案第 31 号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立公民館の使用当日の受付を可能にするため、所要の改正を行う。

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用予約及び使用申請）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 予約者は、<u>公民館を使用するときまでに</u>券売機で領収書付き施設使用券を購入し、使用料の納付をしたことにより公民館施設の使用申請をしたものとみなす。</p> <p>6 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の2月前の日の属する月の初日から<u>使用するときまでに</u>公民館施設目的外使用申請書（第5号様式）による申請をしなければならない。この場合において、当該申請を行った者が使用の申請を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第11条 委員会は、前条第5項に規定する申請を受けた<u>場合</u>、又は同条第6項に規定する申請の可否を決定し、<u>使用するときまでに</u>使用料の納付を受けた<u>場合には</u>、公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</p>	<p>（使用予約及び使用申請）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 予約者は、<u>公民館の使用日の前の開館日午後5時までに</u>券売機で領収書付き施設使用券を購入し、使用料の納付をしたことにより公民館施設の使用申請をしたものとみなす。</p> <p>6 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の2月前の日の属する月の初日から<u>使用日までに</u>公民館施設目的外使用申請書（第5号様式）による申請をしなければならない。この場合において、当該申請を行った者が使用の申請を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第11条 委員会は、前条第5項に規定する申請を受けた<u>とき</u>、又は同条第6項に規定する申請の可否を決定し、<u>使用日の前の開館日午後5時までに</u>使用料の納付を受けた<u>ときは</u>、公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の狛江市公民館条例施行規則の規定は、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料から適用する。

議案第 32 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校部活動等大会参加補助金に係る実績報告について、補助対象別
に取扱いを整理するため、所要の改正を行う。

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

令和4年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱（平成15年教委要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助の対象）</p> <p>第2条 この補助金の対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 対外試合等学校代表で参加する児童並びに生徒の交通費、大会参加費、その他大会参加に必要な経費で市長が認めるもの</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（補助の対象）</p> <p>第2条 この補助金の対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 対外試合等学校代表で参加する児童並びに生徒の交通費及び大会参加費</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 第2条第1項第1号に掲げる経費の補助金の交付を受けようとする校長は、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付申請書（第1号様式）に部活動大会参加予定表等を添えて市長に補助金の交付を申請するものとする。</u></p> <p>2 第2条第1項第2号に掲げる経費の補助金の交付を受けようとする校長は、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付申請書（第2号様式）に大会等参加に係る見積書等を添えて市長に補助金の交付を申請するものとする。</u></p>	<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 第2条第1項第1号に掲げる経費の補助金の交付を受けようとする校長は、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付申請書（第1号様式）により市長に補助金の交付を申請するものとする。</u></p> <p>2 第2条第1項第2号に掲げる経費の補助金の交付を受けようとする校長は、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付申請書（第2号様式）により市長に補助金の交付を申請するものとする。</u></p>
<p>（実績報告等）</p> <p>第7条 第2条第1項第1号に掲げる経費の補助金の交付決定を受けた校長は、補助事業が完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金実績報告書（第4号様式）（以下「実績報告書」という。）に部活動等実績内訳書及び大会等参加に係る領収書等</u></p>	<p>（実績報告等）</p> <p>第7条 <u>校長は、大会終了後直ちに狛江市立学校部活動等大会参加補助金実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p>

を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号に掲げる経費の補助金の交付決定を受けた校長は、補助事業が完了後、直ちに実績報告書に大会等参加に係る領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 1 項に基づき教育長が臨時代理したことの承認を求める。

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱

令和4年9月7日
教育委員会要綱第8号

(目的)

第1条 運動の習慣化による健康づくりを推進する事業を企画し、また事業の実施状況等を評価・分析し、さらなる事業の推進を図るため、狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 健康づくりの事業の企画・実施に関すること。
- (2) 健康づくりの事業の評価及び進捗状況の管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、事業の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 狛江市体育協会職員
- (2) 狛江市体育施設職員
- (3) 狛江市総合型地域スポーツ・文化クラブに所属する者
- (4) スポーツ推進員委員会委員
- (5) 運動及び健康に関する事業を行う企業の職員
- (6) 狛江市医師会に所属する医師
- (7) 狛江市シルバー人材センター職員
- (8) ラジオ体操指導者
- (9) 地域で活動する団体に属する者
- (10) 運動及び健康に関する学識経験者
- (11) 社会教育課長
- (12) 健康推進課長
- (13) 高齢障がい課長

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の中から、互選により選出する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱を行った年度の末までとする。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 実行委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が認める者の出席を可とする。

2 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 狛江市教育委員会教育部社会教育課内に事務局を設置し、実行委員会の事務を行う。

(その他)

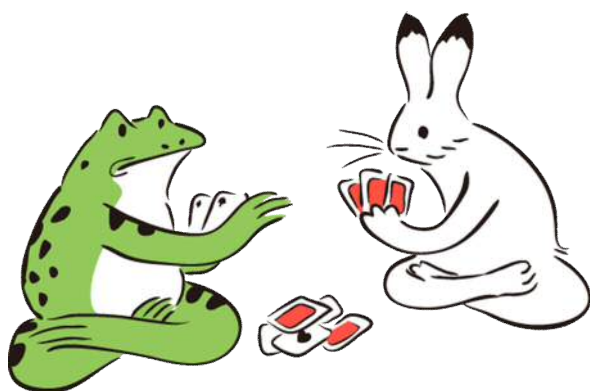
第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

夏休み 子ども・中高生スペース

事業報告書



令和4年8月

粕江市教育委員会
粕江市立公民館

公民館居場所事業

夏休み 子ども・中高生スペース（実施概要）

1. 事業の目的・経緯

狛江市教育委員会では、学校における働き方改革の一環として、平成29年度から狛江市立学校における一斉閉庁の取組を進めている。取組を進めるにあたり、単に学校という一つの単位ではなく、「オールこまえ」として取り組むこととしている。

このため、社会教育の現場を所管する公民館においても、夏季一斉閉庁期間中の「子どもの居場所づくり」に取り組むとともに、学校教育と社会教育の連携を強化するための機会と捉え、居場所事業を展開する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業を中止したが、令和3年度に続き、令和4年度においても感染症対策を講じた上で実施した。

なお、令和4年度は、「ウクライナ 世界の平和を願って」と題し、NPO 法人日本ウクライナ友好協会 KRAIANY の協力でチャリティーイベントを実施した。

2. 実施期間

期間：令和4年8月8日（月）～13日（土）

日時：10時～17時

※11日（木・祝）は休館日のため実施せず

※13日（土）は台風接近のため、遊びのフリースペースは15時で終了

3. 実施場所

中央公民館（市民センター内）

4. 事業概要

- ①学習フリースペース
- ②遊びのフリースペース
- ③体験教室
- ④体験教室チャリティーイベント
- ⑤子ども食堂

5. 協力団体

こまえ学習サポートプロジェクト
狛江市シルバー人材センター
バルーンアート風翔
（株）ジャックポットプランニング
（特非）日本ウクライナ友好協会 KRAIANY

6. 広報活動

広報こまえ（7/15号）掲載
狛江市教育委員会ホームページ掲載
チラシ配付（市内各小中学校へ家庭数を配付）

学習フリースペース

- 日 時：令和4年8月8日（月）～13日（土）10時～17時
- 会 場：第一会議室
- 定 員：12人
- 参加人数：44人（5日間の延べ人数）



学習フリースペースは、主に学生を対象とした自習スペースとして開放し、こまめ学習サポートプロジェクトに見守り員として協力いただいた。

参加人数は5日間で合計44人であり、令和3年度の4日間合計27人と比較して大幅に増加している。

本事業をきっかけとして、令和4年度から中央公民館で「学習フリースペース」事業を本格実施したこともあり、公民館の学習フリースペースの取組が定着しつつあるものと考えられる。



遊びのフリースペース

- 日 時：令和4年8月8日（月）～13日（土）10時～17時
※13日（土）は台風接近のため15時で終了
- 会 場：和室
- 定 員：20人
- 参加人数：128人（5日間の延べ人数）



遊びのフリースペースは、和室に遊び道具を用意し、誰でも自由に遊べるスペースとして開放した。また、狛江市シルバー人材センターに見守り員として協力いただいた。

今年度の新たな試みとして、8日（月）～12日（金）13時～16時の間、公民館利用団体のバルーンアート風翔に協力いただき、バルーンアートのワークショップを実施したところ、就学前の乳幼児も含め多くの子どもたちが楽しんでいた。

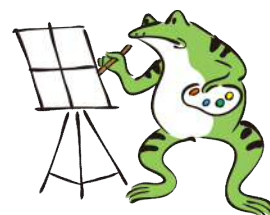
13日（土）は台風接近のため参加者がいなかったにもかかわらず、参加人数は昨年度の83人（4日間）を大きく上回った。



体験教室

昨年度から好評であった子ども・親子向けの体験教室を企画・実施した。

事前申込制の講座は、すべての講座で定員を超える申し込みがあり、各講座後に実施した参加者アンケートでは、すべての参加者から「大変良かった」「良かった」との回答をいただき、非常に満足度の高い講座が実施できた。



子ども映画会「ざんねんないきもの辞典1&2」

■日時：令和4年8月8日（月）14時～16時

■会場：講座室

■参加者：43人（保護者含む）

子どもに人気の「ざんねんないきもの辞典」を上映した。映画の選定には苦慮したが、就園前から学齢期まで、幅広い年代の子どもが楽しめる作品を選定した。

当日は、予約制ではなかったものの、受付開始と同時に、予想大きく上回る来場者にお越しいただいた。入退室自由で実施したが、子どもたちは熱心にスクリーンに見入っていた。



子どもマンガ教室

■日時：令和4年8月9日（火）14時～16時

■会場：講座室

■参加者：9人

マンガは絵に加えて文字も使えるというのが面白いところであるということを知り、次のページが気になるような1コマを考えてみる際には、子どもたちそれぞれがオリジナリティのあるマンガの一部分を生み出していた。

イラストレーターである講師から絵がうまくなるための方法やこれからも楽しく絵を描いてほしいというメッセージもあった。



消しゴムはんこに挑戦！

■日時：令和4年8月10日（水）14時～16時

■会場：講座室

■参加者：10人

自分で描いたイラストを基に、爪楊枝やカッターで消しゴムはんこを作り、さらにオリジナルの手ぬぐいを完成させた。好きな色のスタンプを組み合わせで作った手ぬぐいは、どれも彩り豊かで、個性的な作品に仕上がった。

アンケートでは「大変良かった」「またやりたい」などの声を多くいただき、素敵な夏休みの思い出を作ることができた。



子どもと楽しむ☆DIY 教室

■日 時：令和4年8月12日（金）14時～16時

■会 場：講座室

■参加者：12人

ペンキの塗り方や電動ドリルの使い方を講師から丁寧に教えてもらい、保護者が子どもをサポートしながら家族で協力してミニトランクを作り上げた。

ステンシル（図柄や文字が切り抜かれているシートを使ってペンキを付ける手法）を行うことで、どの図柄にするか、何色にするか、それぞれの個性が光る作品が仕上がった。



体験教室

チャリティーイベント「ウクライナ 世界の平和を願って」

ウクライナへの連帯と世界の恒久平和の願いを込め、その思いを子どもたちと共有するため、NPO 法人日本ウクライナ友好協会 KRAIANY と協働で2講座を実施した。

エッグアートを作ろう

■日 時：令和4年8月9日（火）10時～正午

■会 場：講座室

■参加者：14人

ウクライナの伝統的な図柄に好きな色付けをするエッグアートは、子どもたち全員が初めての体験だった。

蜜蝋をろうそくで少しずつ溶かして描くという慣れない作業に戸惑いつつも、子どもたちは真剣に取り組み、出来上がった「自分だけのたまご」を大切に抱えて帰る姿が、とても印象的だった。

アンケートでも「楽しかった」、「またやってみたい」という声が多数だったこともあり、子どもたちが体験を通じて世界の文化に触れ、平和を考えるきっかけづくりとなる事業を実施できた。



童話劇「コロボーク」と歌と遊び

■日 時：令和4年8月10日（水）10時～正午

■会 場：ホール

■参加者：30人

童話劇「コロボーク」をKRAIANYの方々の出演で楽しく観賞した後、ウクライナの子どもたちの合唱、そしてウクライナの遊び、クイズラリーと盛りだくさんの内容で、ウクライナの子どもたちと日本の子どもたちが一緒に半日を賑やかに過ごした。

ウクライナの遊びは日本の目隠し鬼と似た鬼ごっこで、日本の子どもたちにもなじみ深いものだった。

クイズラリーはウクライナに因んだクイズに正解すると布にウクライナの伝統模様のスタンプを押して、ランチョンマットが出来上がるという趣向で、日本の子どもたちは楽しみながら、ウクライナへの理解を深めていた。



子ども食堂



- 日 時：令和4年8月8日（月）正午～13時
- 場 所：ホール
- メ ニ ュー：カレーライス（50食）

前回に引き続き、市内の子ども食堂団体で構成するごはんと居場所の連絡会に協力いただき、子ども食堂を実施する予定であったが、事業開始を目前に控えた時に料理実習室の空調が故障するというトラブルに見舞われ、ごはんと居場所の連絡会の皆さんが調理を出来ない事態となってしまった。

そのような中、なんとか「子どもたちにおいしい食事の提供をしたい」という思いから、弁当の配食ができる事業者や団体を探しつつ、猛暑の中の配達による食中毒の危険性を考え、中央公民館に隣接するジャックポット狛江（櫛ジャックポットプランニング）に打診した結果、急な依頼にもかかわらずご快諾をいただいた。カレーライス弁当50食の提供に加えて、子どもにはかき氷の無料サービスまでご協力をいただくことができた。

事業実施当日、開始30分で終了という好評ぶり、子どもや保護者の方からは「美味しかった」、「かき氷のサービスがうれしい」という声をいただいた。

感染症対策を徹底し、来年度も引き続き子ども食堂を実施したい。



総括

令和4年度もコロナ禍での実施となったが、各会場で手指の消毒、検温、名簿記載のほか、子ども食堂では簡易パーテーションを設置するなど、昨年度に引き続き感染症対策を徹底した。事業実施直前での内容変更や準備で難航することもあったが、当日は、子どもたちが楽しそうに遊んでいる様子や夢中になって体験する姿を見ることができた。コロナ禍だからこそ行き場のない子どもたちに居場所を提供することができ、意義のある事業を実施できたと感じている。

また、公民館では初となるウクライナの協働イベントにより、子どもたちが外国の文化や習慣に触れるきっかけを提供できたことも、本事業の大きな成果となった。

次年度以降においても今年度の取組を踏まえ、子どもたちに喜ばれる企画を考え、より充実した事業にしていきたい。

学ぶ



食べる



遊ぶ



体験



◎全体利用実績

(単位：人)

	8日	9日	10日	12日	13日	合 計
学びの フリースペース	7	9	14	10	4	44
遊びの フリースペース (バルーンアート)	55 (45)	24 (24)	27 (16)	22 (12)	0 (-)	128
体験教室	43	9	10	12	—	74
ウクライナチャリティ イベント	—	14	30	—	—	44
子ども食堂	50	—	—	—	—	50

◎学びのフリースペース(内訳)

(単位：人)

	8日	9日	10日	12日	13日	合 計
小学生	5	2	6	5	1	19
中学生	1	4	5	2	1	13
高校生	1	1	1	2	2	7
その他 (就学前・大学生・ 専門学校生・大人)	0	2	2	1	0	5

◎遊びのフリースペース(内訳)

(単位：人)

	8日	9日	10日	12日	13日	合 計
小学生	30	8	6	11	0	55
中学生	0	0	0	0	0	0
高校生	0	0	0	0	0	0
その他 (就学前・大人)	25	16	21	11	0	73

【参 考】

にこにこ広場

8月8日（月）から12日（金）の午前10時から正午までの間、乳幼児と保護者が保育室のおもちゃを使って遊び、その遊びを保育士が手助けする居場所事業「にこにこ広場」を夏休み子ども・中高生スペースと同時実施した。

	8日	9日	10日	12日	合 計
大 人	9	5	12	3	29
子ども	11	6	15	3	35

